自　　令和　８年　９月　７日

至　　令和　８年　９月１８日

第５回　和木町議会定例会

令和８年第５回和木町議会定例会

（令和８年９月７日）

○ 議事日程

別紙のとおり

○ 会議に付した事件

１．報告第１０号
　例月現金出納検査の結果について

２．報告第１１号
　定期監査の結果について

３．報告第１２号
　令和８年度和木町一般会計補正予算（第３号）に関する専決処分について

４．報告第１３号
　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

５．報告第１４号
　一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況の報告について

６．同意第　１号
　教育委員会委員の任命について

７．諮問第　１号
　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

８．認定第　１号
　令和７年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について

９．認定第　２号
　令和７年度和木町公営企業会計決算の認定について

１０．議案第２３号
　令和８年度和木町一般会計補正予算（第４号）

１１．議案第２４号
　令和８年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

１２．議案第２５号
令和８年度和木町介護保険特別会計補正予算（第２号）
１３．議案第２６号
令和８年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
１４．議案第２７号
令和８年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第１号）
１５．議案第２８号
令和８年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第１号）
１６．議案第２９号
和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
１７．議案第３０号
和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
１８．議案第３１号
和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
１９．議案第３２号
和木小学校ＧＩＧＡスクール用端末一式購入契約の締結について
２０．議案第３３号
和木中学校ＧＩＧＡスクール用端末一式購入契約の締結について

○出席議員（10 名）

１　番	三分一　淳	
２　番	明本光弘	
３　番	津島宏保	
５　番	嘉屋富公	
６　番	上田丈二	
７　番	中村充子	
８　番	灰岡裕美	
９　番	小林秀嘉	
１０　番	森脇明美	副議長
１１　番	兼本信昌	議　長

○説明のため出席した者

町長	坂本啓三	
副町長	山下純二	
企画総務課長	松井敏浩	
税務課長	池田剛	
住民ｻｰﾋﾞｽ課長	上村克司	
都市建設課長	片山博和	
保健福祉課長	渡邊真奈美	
教育長	重岡良典	教育委員会
事務局長	鳥枝靖	〃

○会議に従事した職員

事務局長	田尾恵
書記	中島芽生子

開　　会　　９時　００分

議　　長　和木町広報係から議場内のカメラ撮影の許可願いが出ておりますので、これを許可いたします。
　また、携帯電話をお持ちの方は、電源をオフにされるようよろしくお願いいたします。

議　　長　ただ今から、令和８年第５回和木町議会定例会を開会します。

議　　長　始めに、熊本地震で亡くなられた方々のご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。
　また、犠牲となられた方々に心から哀悼の意を表し、1分間の黙とうを捧げたいと思います。
　皆さんご起立願います。
　黙とう

議　　長　黙とう終わります。ご着席ください。

議　　長　これより、本日の会議を開きます。

議　　長　日程第１　会議録署名議員の指名を行います。
　本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２４条の規定により、６番議員　上田丈二議員、７番議員　中村充子議員を指名します。

議　　長　日程第２　諸般の報告を行います。
　先の定例会以降、７月８日　山口県町議会議長会定例会に私が出席しました。
　７月２７日　東京で開催された中国治水期成同盟会連合会中央要望に私が出席しました。

８月２０日　山口県町議会議長会　広報研修会に５人の議員が参加し、住民に親しまれる議会広報の向上について研修しました。

その他につきましては、お手元に諸般の報告として配布しておりますので、ご了承願います。

議　　長　次に、本定例会の開催にあたり、議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長から報告願います。

議会運営委員会委員長　津島宏保議員。

津島議員。

津 島 議 員　議会運営委員会からご報告いたします。

町長より、本日９月７日に議会が招集されたことに伴い、９月１日に議会運営委員会を開催し、本定例会の議会運営について、次の通り申し合わせを行いました。

本定例会に付議されております議案は、報告５件、同意１件、諮問１件、認定２件、議案１１件でございます。

本定例会の議会運営でございますが、本日、初日に報告第１０号から第１４号、同意第１号、諮問第１号、認定第１号、第２号、議案第２３号から議案第３３号の議案説明と質疑を行い、報告第１２号、同意第１号、諮問第１号は討論・採決まで行います。

９日は一般質問、１１日は総務文教常任委員会、１４・１５両日は決算特別委員会を行い、１６日は民生建設常任委員会、１７日は広報・広聴常任委員会、最終日は９月１８日で、討論、採決を行うこととします。

よって、本定例会の会期を、本日９月７日から９月１８日までの１２日間とし、日程は、お手元に配布しております通りでございます。

皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、以上、議会運営委員会からの報告といたします。

議会運営委員会委員長　津島宏保

議　　長　以上で、諸般の報告を終わります。

議　　長　日程第３　会期の決定を議題とします。
おはかりします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から９月１８日までの１２日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　異議なしと認めます。

議　　長　したがって、本定例会の会期は、本日から９月１８日までの１２日間とすることに決定しました。

議　　長　日程第４　行政報告について
町長の報告を求めます。
坂本町長。

坂本町長　皆さん、おはようございます。
町政運営につきましては、日頃より温かいご理解とご協力を賜り、心よりお礼を申し上げます。
それではただ今より９件の行政報告を申し上げます。

１件目は、令和８年熊本地震への給水支援活動についてでございます。
今年７月２８日に熊本県で発生したマグニチュード７．１の地震では、熊本県宇城市及び氷川町で最大震度７を観測し、この地震の影響により、熊本県内をはじめとした、広範囲にわたる断水が発生しました。地震発生の翌日２９日には、給水支援の第１陣として下関市上下水道局と防府市上下水道局

から給水車が派遣されております。その後、第２陣として、８月２日から県内５事業体が追加派遣され、７事業体がそれぞれ割り当てられた給水拠点にて活動する体制となりました。

和木町は８月１日、日本水道協会山口県支部からの派遣要請を受け、第３陣として、８月１２日から８月２５日までの１４日間、５班１０名の職員と給水車を熊本県八代市に派遣いたしました。八代市では、地震発災直後、市内全域２５，２６９世帯で断水が発生したとの情報がありました。その後、徐々に復旧していったものの、本町の派遣初日である１２日の時点では、約２万世帯が断水中という状況でございました。

本町は、光市水道局から引き継ぐ形で、「救護施設千草寮」という福祉施設での給水を担当し、応援配備されていた鹿児島県伊佐市の職員と協力して活動にあたりました。同施設には貯水タンクが設置されており、給水口が地上から約３ｍの高さにあるため、高所への圧送が可能な給水車を所有する和木町が割り当てられたと聞いております。

同施設の断水は、８月１９日に解消したため、８月２２日から２５日までは、「デイサービス　ときのいろどり」という福祉施設で給水活動を実施しております。給水支援活動期間における派遣職員の活動時間は、概ね午前７時３０分から午後５時までであり、期間中に延べ２６回、合計４１トンの給水を行いました。

大規模災害への職員派遣となりましたが、幸いなことに施設利用者並びに職員の皆さまへの影響もなく、また、派遣職員の体調不良もなく、無事に活動を終えることができました。被災地の皆さまに、少しでもお役に立てたこと、そして感謝の言葉をいただいたということで、私としても大変嬉しく思っている次第でございます。被災地では、水道の復旧については、８月末までにほぼ完了したものの、住宅被害などにより避難所生活をされている方々もまだまだ多い、とも聞いております。１日も早い復興と日常生活の回復を心から願うとともに、震災でお亡くなりになられた方のご冥福を心より

お祈り申し上げます。

２件目は、高齢者の補聴器購入費助成事業についてでございます。

１０月から新たに、聴力低下によるコミュニケーション不足を防ぎ、認知症や加齢による心身機能低下の予防を図るため、高齢者を対象とした補聴器の購入費用の一部を助成する事業を開始します。

対象者は、次の５つの条件をすべて満たす方となります。

１．和木町に住所を有する満６５歳以上の方

２．聴覚障害に係る身体障害者手帳の交付対象でない方

３．耳鼻科又は耳鼻咽喉科医師の意見書が得られる方

４．町税等を滞納していない方

５．過去５年以内にこの事業の助成を受けていない方

でございます。

新規の補聴器購入に対し、片耳両耳を問わず、１件につき３万円を上限として助成いたします。予算は４８万円で、町長である私の報酬５％削減分を財源の一部に活用しております。

聴覚の改善により、会話や外出を楽しみ、生き生きと明るく楽しく過ごしていただくため、是非とも助成事業を活用していただきたいと思います。

３件目は、和木町暮らし応援商品券事業についてでございます。

物価高騰の影響を受けた家計を支援するとともに、地域経済の活性化を図るため、国の令和７年度補正予算に計上された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、和木町暮らし応援商品券を町民の皆さまにお届けする事業を実施しております。

この商品券の対象者は、令和８年３月１日時点で和木町住民基本台帳に記録されている方で、１人につき１セット１３，０００円（１，０００円券を１３枚）を、世帯主宛てに今年

の４月に配付いたしました。商品券は、和木町暮らし応援商品券の取扱店にて、令和８年１０月３１日まで使用することができます。

８月末時点での実績は、対象者５，６２０人に対し、配布済が５，５８６人、また、商品券の換金枚数は５４，５１０枚、金額にして５４，５１０，０００円となっております。商品券の使用期限が来月末までと差し迫っておりますが、より多くの町民の皆さまにご活用いただけるよう、残りの期間につきましても、広報活動を通じて利用促進に努めていきたいと考えております。

４件目は、地域防災マネージャーの任用についてでございます。

元自衛官で廿日市市在住の大屋　幸泰（おおや　ゆきやす）氏を９月１日付で地域防災マネージャーとして任用いたしました。年齢は５７歳、身分はフルタイム勤務の会計年度任用職員です。

この地域防災マネージャーの制度は、全国各地で頻発する豪雨災害や土砂災害、巨大地震などに対応するため、地方公共団体が防災の専門性を有する外部の人材を採用するにあたり、内閣府から「地域防災マネージャー」として証明された者を採用した場合は、その人件費の一部が、「特別交付税の交付対象」となります。

ご承知のとおり、現在、役場企画総務課では地域防災マネージャーの林　克己（はやし　かつみ）危機管理監が勤務しておりますが、今年度末で任期満了となるため、その後任として大屋氏を任用し、来年３月末までの間、林危機管理監が培ってきた防災業務の引継ぎを十分行うことで、和木町の災害対応力を損なうことなく継続し、また、これまで以上に向上させたいと考えております。

大屋氏には「避難情報発令に関する意見具申」、「個別避難計画の充実・強化」、「各種防災訓練の計画立案」や「自主防災組織の活性化」等、防災行政各般にわたって活躍していた

だくことになっております。

５件目は、教育親善使節団交流事業についてでございます。

８月４日から８月６日までの３日間、教育親善使節団として、和木町から、小学校校長と小学生２名、中学生２名、教育委員会職員１名、合計６名を恵庭市に派遣いたしました。

この交流事業は、恵庭市、和木町の将来を担う小・中学生が、それぞれのまちを訪問して、情報交換や友好親善を深め、姉妹都市交流の意義を理解することを目的として、昭和５６年から始まり、今回で２６回目となりました。

恵庭市役所での歓迎式で、岩渕 隆（いわぶち　たかし）教育長から歓迎の言葉をいただいた後、原田 裕（はらだ　ゆたか）市長を表敬訪問し、挨拶と自己紹介を行いました。

その後、訪問した恵庭市郷土資料館では、明治時代に和木町からの移民が「恵庭村」で暮らしていた様子などを学ぶとともに、アイヌ民族の楽器「ムックリ」の製作体験をし、また、恵庭市や周辺自治体のスポーツ施設や公園などを訪れ、様々な体験や交流を行ったとのことでした。

また、参加者全員で青少年宿泊研修施設に宿泊し、学校生活の様子や授業のこと、食文化、方言など、意見交換をする中で、さらに絆を深めたようです。

この交流事業を通して、子どもたちは、和木町と恵庭市を繋ぐお互いの歴史と、人の温かさやおもてなしの心が、深く強く残るとともに、あらためて、ふるさと和木町の良さも発見したようでございます。

６件目は、令和８年度和木町語学研修事業についてでございます。

令和８年度和木町語学研修事業について、２件の研修事業を報告いたします。

まず、和木町海外派遣事業ですが、この事業は、平成８年度から実施しており、今年で２６回目となり、中学生６名が参加しました。

７月２７日から８月１２日までの１７日間、ニュージーランドのオークランド近郊でホームステイを行い、その家族との交流の中で、語学や文化に触れるとともに、現地の小学校で英語を学びました。

また、事業効果をより高めるため、出発前に町ＡＬＴのエイドリーン先生や地域おこし協力隊のチバ隊員による事前学習を実施し、英会話の練習やホームステイに必要な心構えについての研修を実施いたしました。帰国後も、英語での研修発表の機会を設け、生徒の英語力やコミュニケーション能力の向上を図っております。

なお、この研修の成果発表は、１１月２７日に開催する「教師の日」で行う予定で、その様子は、和木ちゃんねるで放映することとしておりますので、ぜひ、ご覧ください。

次にイングリッシュキャンプ派遣事業ですが、国内で実施される２泊３日の英語力向上を目的とした学習プログラムに参加するもので、中学１年生５名、中学２年生１名の合計６名が参加しました。

８月１９日から２１日までの３日間、福岡県のグローバルアリーナに宿泊し、外国語講師の指導により、ローカルゲームやクイズ、ロールプレイングなど、英語に触れながら異国文化を体験しました。また、最終日には、研修で身に付けた英語でスピーチやヒアリングを行い、英語力の向上を確認したとのことでございます。

この研修事業による体験を一度きりの思い出にするのではなく、これからの学校生活や将来に生かしていただくと共に、広い世界に目を向け様々なことに挑戦してくれることを期待しております。

７件目は、和木学園事業「和木トムソーヤクラブ　サップ体験講座」についてでございます。

８月１７日、小瀬川河口部で「サップ体験講座」を開催し、小学３年生から中学３年生までの３０名が参加しました。

この講座は、郷土和木町への愛着を培うために、和木町の

「人・もの・こと」を活用した体験プログラム「和木トムソーヤクラブ」の企画の一つとして実施したものでございます。

サップとは、「スタンドアップ　パドルボード」の略称で、サーフボードの上に立ち、一本のパドルで左右を交互に漕ぎ、海や川などの水面を進むスポーツです。

当日は、プロインストラクターの指導のもと、参加した子どもたちは、体幹を使ってバランスをとるサップの楽しさを体験するとともに、普段とは違う小瀬川からの景色を眺めたり、小瀬川の流れや風を感じたりするなど、和木町の自然を満喫したようでございます。

子どもたちにとって、夏休みの楽しい思い出となったことと思います。

８件目は、夏休み子ども向けイベントについてでございます。

７月２８日、文化会館ステージイベントとして「スマイルサーカス」を開催し、子どもや保護者など、３００人を超える方々が来場されました。

また、美術館では、８月１日から２０日までの２０日間、「空想の街ワッキタウンにようこそ！」を開催、８月２０日には、和木中学校多目的スペースを会場に、大人も子どもも楽しめる「ロケットくれよんファミリーコンサート」を開催し、いずれも多くの親子連れを中心に、子ども向けイベントを楽しんでいただきました。

９件目は、和木美術館の学習スペースについてでございます。

子どもたちの居場所づくりを目的に、学習スペースとして、夏休みの８日間、和木美術館を一般開放いたしました。

冷房完備の中、利用した児童、生徒からは「静かな美術館でじっくりと勉強ができた。」などの声も聞かれました。

今後も、冬休みと春休みの期間中、数日間でございますが、

試験的に学習スペースとして開放する予定としており、更に利用者が増えるよう、広報等による周知に努めていきたいと考えております。

以上９件について行政報告とさせていただきます。

議　　長　日程第５　報告第１０号　例月現金出納検査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、例月現金出納検査の結果について、報告がありましたのでご了承願います。

議　　長　日程第６　報告第１１号　定期監査の結果について

監査委員から、お手元に配布してありますとおり、定期監査の結果について報告がありましたので、ご了承願います。

議　　長　日程第７　報告第１２号　令和８年度和木町一般会計補正予算（第３号）に関する専決処分について

これを議題とします。執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画総務課長　報告第１２号　令和８年度和木町一般会計補正予算（第３号）に関する専決処分についてご説明申し上げます。

この報告でございますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した集会所及び和木駅交流プラザ等の照明ＬＥＤ化工事及び県との共同事業であるテレワーク移住支援事業、また令和８年熊本地震発生に伴い、日本水道協会からの熊本への災害支援要請に基づく給水支援の実施にあたり、必要な予算措置を行うため、地方自治法第１７９条第１項の規定により、専決処分書のとおり歳入歳出予算の補正をさせ

ていただきましたので、同条第３項の規定により町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

２ページをお開きください。補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ６４５万４千円を追加し、予算総額を４５億９，８７３万１千円とするものでございます。

４ページの歳出からご説明いたします。詳細は、１１ページになります。

款２　総務費　財産管理費におきましては、集会所照明ＬＥＤ化工事として１６４万９千円を、企画費　企画一般事業におきましては、テレワーク移住支援として１５０万円、和木駅管理事業におきましては、和木駅照明ＬＥＤ化工事として２１２万３千円を計上しております。

款３　民生費　災害救助費におきましては、令和８年熊本地震への災害支援の派遣に必要と見込まれる給水車、及び人員の派遣等にかかる経費として、旅費、燃料費など１１８万２千円を計上しております。

続きまして、３ページ歳入についてご説明いたします。詳細は９ページになります。

款１５　国庫支出金の増額は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金２９７万７千円でございます。これは集会所及び和木駅の照明ＬＥＤ化工事の財源となってございます。また、款１６　県支出金は、テレワーク移住支援事業の県負担分７５万円、款１９　繰入金では、歳入歳出調整のため財政調整基金の繰入額を２７２万７千円増額しております。

以上で報告第１２号の説明を終わります。

議　　長　報告第１２号について、質疑を許します。

なお、質疑は簡潔に、答弁は丁寧にお願いいたします。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上田議員　すいません、まず１点お聞きしたいんですけど、歳入につ

いてお聞きします。この物価対応重点支援地方創生臨時交付金なんですけれども、他の市町では商品券とかそういった形で使われるところもあったようなんですけれども、和木町ではこの集会所のＬＥＤ化、それから和木町の駅のＬＥＤ化に使われてますけれども、そういったことに使われた理由について伺いたいと思います。

松井企画総務課長　はい、議長。

議長　松井課長。

松井企画総務課長　商品券事業につきましては、先程町長の行政報告にございましたとおり、令和７年度の国の予算を活用しながら実施をしておるところでございます。また、この度なぜＬＥＤ化の工事をすることになったか、ということでございます。今回、令和８年度の補正分といたしましては、約３００万円の交付決定が和木町になされたところでございます。この３００万円の、どのように住民の方々に還元していくか検討いたしまして、町民の方も利用される集会所、あるいは駅のコミュニティプラザ、それから駐輪場といったところのですね、ＬＥＤ化を進めていこう、このなぜ進めるか、なぜＬＥＤ化を進めていくか、ということなんですが、電気料金をなるべくＬＥＤ化により下げて、電気料金を低減させて住民へ還元できるように、という思いからＬＥＤ化を進めたものでございます。以上です。

議長　上田議員。

上田議員　はい、まあ予算額もこの対応基金の額も少なくて、活用方法として、まあ蛍光灯の生産終了に伴って、公共施設のＬＥＤ化が進められて行かなければいけない。そういった形に利用するって形に、利用したってことはわかりました。

それから、この今回集会所と、それから和木駅の形でＬＥＤ化の工事がされた訳なんですけれども、その場所について伺いたいと思います。

議　　長　松井課長。

松井企画総務課長　集会所の場所、まず申し上げます。関ヶ浜地区が、関ヶ浜１丁目第１集会所、及び第２集会所、瀬田地区が瀬田４丁目集会所、それから和木地区におきましては、和木２丁目第３集会所、和木５丁目集会所、以上でございます。

議　　長　上田議員。

上田議員　ありがとうございます。公共施設のＬＥＤ化、数も多いことで予算を組みながら、それから補正を組みながら、進めていくことと思っておりますけれども、このＬＥＤ化事業に対して何年度で終わるとかいう、そういった計画はあるのでしょうか伺いたいと思います。

松井企画総務課長　議長。

議　　長　松井課長。

松井企画総務課長　現時点何年度で終わるかということは、まだ決定はしてございませんが、順次行っていくと、今回の集会所につきましても建設年数が古い施設、あるいはよく利用される施設、そういったところをですね、いろいろ検討をいたしまして順番を決定したところでございます。

議　　長　よろしいですか。
他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を集結し討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　討論がないようですので、討論を集結し採決に入ります。

議　　長　報告第１２号　令和８年度和木町一般会計補正予算（第３号）に関する専決処分について、賛成の方の挙手を求めます。

議　　長　全員挙手。

議　　長　したがって、報告第１２号は原案のとおり承認されました。

議　　長　日程第８　報告第１３号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
これを議題とします。執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画総務課長　報告第１３号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。
この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和７年度決算にかかる健全化判断比率及び資金不足比率を算定いたしましたので、町議会に報告させていただくものでございます。
それでは、次ページの別紙についてご説明申し上げます。
健全化判断比率でございますが、表の左の欄に健全化を判断する上での比率でございます令和７年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率を載せてございます。この４つの比率それぞれ、右欄の早期健全化基

準を超えれば、財政健全化計画の策定が必要となり、更に、次の欄の財政再生基準を超えると財政再生団体ということになります。

本町では、令和７年度においても、実質赤字、連結実質赤字は発生しておらず、実質公債費比率は８．４％、将来負担比率１５．８％となってございます。いずれの比率とも早期健全化基準を下回る数値となっております。

次に、資金不足比率ですが、この比率は公営企業会計の健全性を判断するものでございますが、簡易水道事業会計、公共下水道事業会計ともに資金不足なしとなってございます。

以上で、報告第１３号の説明を終わります。

議　　長　報告第１３号について、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　日程第９　報告第１４号　一般財団法人和木町蜂ヶ峯総合公園管理協会の経営状況の報告について

理事長より、お手元に配布してありますとおり、報告がありましたので、ご了承願います。

議　　長　日程第１０　同意第１号　教育委員会委員の任命について

これを議題とします。

執行の説明を求めます。

山下副町長。

山下副町長　同意第１号　教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現在、教育委員としてご活躍いただいております中村博美氏の教育委員としての任期が、本年９月３０日までとなっております。本同意案件は、引き続き、中村氏を教育委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、町議会のご同意をお願いするものでございます。

中村氏は、関ヶ浜１丁目にお住まいで、年齢は５０歳でございます。

経歴でございますが、平成１０年に広島女学院大学生活科学部をご卒業の後、医療法人原田病院や特別養護老人ホーム洗心園などで管理栄養士として勤務されました。平成２２年に本庁の教育委員会事務局臨時職員として勤務され、その後は和木中学校や和木町保育所の臨時管理栄養士、平成３１年からは、和木町総合コミュニティセンターで会計年度任用職員として勤務されておられます。

穏やかな性格で教育熱心な方でございます。３人のお子様をお持ちで、PTA 活動にも積極的に関わられた経験があり、学校や教育委員会での勤務経験も豊富でございます。

また女性教育委員としての視点から本町の教育行政の進展にご尽力いただける方、と確信をしているところでございます。

委員の任期は４年間で、令和１２年９月末日までとなっております。

以上で、同意第１号の説明を終わります。

ご審議の上、ご同意の程よろしくお願いいたします。

議　　長　同意第１号について質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　討論がないようですので討論を終結し、採決に入ります。

議　　長　同意第１号 教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

議　　長　全員挙手。

議　　長　したがって、同意第１号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

議　　長　日程第１１　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
これを議題とします。
執行の説明を求めます。
山下副町長。

山下副町長　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。
現在、人権擁護委員を４期務めていただいております、山本和彦さんの委員としての任期が本年１２月末をもって満了となります。本議案は、引き続き、山本和彦さんを人権擁護委員候補者として、法務大臣に推薦するため、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づき、町議会のご意見を求めるものでございます。
山本さんは、現在和木３丁目にお住まいで、７９歳でございます。昭和４０年から平成２１年９月まで三井化学株式会社に勤務され、岩国警察署少年相談員連絡会会長の経歴をお持ちであり、平成２３年４月から令和４年３月まで少年指導委員としてもご活躍されました。また平成２８年１２月からは厚生労働大臣より民生委員児童委員を委嘱され社会福祉の

増進にも寄与されておられます。
　また、出生以来和木町での居住が長く、地域社会の実情にも精通しておられ、児童や障がい者の人権問題等についても深い造詣をお持ちの方で、引き続き人権擁護委員としてご尽力していただけるものと確信をしております。
　なお、任期は、令和９年１月１日から令和１１年１２月３１日までの３年間となります。
　よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議　　長　諮問第１号について、質疑を許します。
　質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　質疑がないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。
　討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　討論がないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議　　長　諮問第１号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

議　　長　全員挙手。

議　　長　したがって、諮問第１号は、原案に異議ない旨、答申することに決定いたしました。

議　　長　日程第１２　認定第１号　令和７年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１３　認定第２号　令和７年度和木町公営企業会計決算の認定について

以上、２議案についてこれを議題とします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

松井企画総務課長。

松井企画総務課長　それでは、まず認定第１号のご説明をさせていただきました後、第２号を都市建設課長の方からさせていただきます。

認定第１号　令和７年度和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

この認定は、令和７年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算について地方自治法第２３３条第３項の規定により、町議会の認定を求めるものでございます。

資料は、決算書２ページからとなります。

一般会計の概要でございますが、歳入決算額は、４８億６，９３３万５，８１２円、前年度と比較いたしまして２億５，５０７万６，３３７円、５．５％の増額、歳出決算額、決算書８ページからとなります。４６億２，８７３万４，０９７円、前年度と比較して２億４，９７８万３，３３３円、５．７％の増額となってございます。前年度と比較いたしますと、衛生費などが減額決算となりましたが、総務費・民生費・消防費などが、それぞれ増額決算になったことにより、一般会計全体としては増額決算となってございます。

続きまして、決算書１６８ページをご覧ください。

歳入歳出差し引き額は、２億４，０６０万１，７１５円、そのうち翌年度に繰り越すべき財源は２，１５０万１，０００円で、実質収支２億１，９１０万７１５円の黒字決算となってございます。

なお、財政調整基金の残高は、令和６年度末と比較いたしまして７，５８７万７千円減の１４億２，５６６万７千円となってございます。

次に、決算書１９３ページをご覧ください。

国民健康保険特別会計では、歳入総額６億５，８８７万５，６２７円、歳出総額６億４，７２５万４，２８８円で歳入歳出差引残額１，１６２万１，３３９円の黒字決算となってございます。

続きまして、決算書２２７ページをご覧ください。

介護保険特別会計は、歳入総額５億４，１４９万８，３２４円、歳出総額５億２，１４４万７，５１６円、歳入歳出差引額２，００５万８０８円の黒字決算となってございます。

次に、決算書２４０ページをご覧ください。

後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額１億１，８２２万８，６６５円、歳出総額１億１，７２９万４，２３４円で歳入歳出差し引き９３万４，４３１円の黒字決算となってございます。

なお、別冊で成果報告書及び監査委員の審査意見書を添付してございます。

以上で、認定第１号、令和７年度　和木町一般会計・特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

議　　長　片山都市建設課長。

片山都市建設課長　認定第２号　令和７年度和木町公営企業会計決算の認定についてご説明申し上げます。この認定は、令和７年度の公営企業会計の決算について地方公営企業法第３０条第４項の規定により町議会の認定を求めるものでございます。

資料は、決算書２４３ページからとなります。

ページ２４５ページをお開きください。簡易水道事業会計の収益的収支でございますが、事業収益は、１億２，０２５万４，０４０円、事業費用は、１億１，５０４万２，０００円でございます。

次に、２４６ページの資本的収支でございますが、資本的収入は、１９５万５，０００円、資本的支出は、６０６万５，２１６円でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額４１１万２１６円は、当年度分損益勘定留保資金３８６万２，９６６円と引継金２４万７，２５０円で補填いたしました。

続きまして、公共下水道事業会計について、２６７ページをご覧ください。公共下水道事業会計の収益的収支でございますが、事業収益は、２億５，０１２万４，０４５円、事業費用は、２億３，７３６万２，７２８円でございます。

次に、２６８ページの資本的収支でございますが、資本的収入は、１億５４０万円、資本的支出は、２億４１３万９，７８２円でございます。

資本的収入が資本的支出に不足する額９，８７３万９，７８２円は、当年度損益勘定留保資金６，１４４万４，４６４円で補填し、なお不足する額３，７２９万５，３１８円については、令和７年度同意済企業債の未発行分１億１，９７０万円をもって令和８年度に措置いたします。

以上で、認定第２号、令和７年度和木町公営企業会計決算の認定について、説明を終わります。

議　　長　これより議案ごとに質疑を許します。

認定第１号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　認定第２号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　おはかりします。
認定第１号、認定第２号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議　　長　異議なしと認めます。

議　　長　したがって、認定第１号、認定第２号については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

議　　長　ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって、議長及び議会選出の監査委員を除く８人の議員を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議　　長　異議なしと認めます。

議　　長　したがって、決算特別委員会の委員は、議長及び議会選出の監査委員を除く８人の議員を選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。
全員協議会室へ移動願います。

休　憩　　９時　５６分

再　開　　９時　５９分

議　　長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議　　長	先程設置されました決算特別委員会の委員長・副委員長につきましては、休憩中に行われた委員会において、委員長に明本光弘議員、副委員長に嘉屋富公議員が選任されましたのでご報告します。 なお、決算特別委員会においては、今会期中に審査を終了していただき、最終日までに議長に報告していただくようお願いいたします。
議　　長	ここで暫時休憩いたします。 １０分休憩いたします。 休　憩　　９時　５９分 再　開　　１０時　０９分
議　　長	休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
議　　長	日程第１４　議案第２３号　令和８年度和木町一般会計補正予算（第４号） これを議題とします。執行の説明を求めます。 松井企画総務課長。
松井企画総務課長	議案第２３号　令和８年度和木町一般会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。 補正予算の概要といたしましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ２億２７５万３千円を追加し、予算総額を４８億１４８万４千円とするものでございます。

今回の補正予算の主な内容といたしましては、各費目における新規事業や追加で必要となる経費の計上、人事異動に伴う各費目における職員給与費等の調整を行うとともに、令和７年度の決算の確定に伴う繰越金や財政調整基金及び公共施設等総合管理基金積立金の増額などを、ご提案させていただくものでございます。

それでは第１表　歳入歳出予算補正の２ページ歳出からご説明申し上げます。

費目ごとの詳細は１１ページからとなります。

款２　総務費の補正でございますが、集会所のエアコン修繕１２０万３千円、財政調整基金積立金の増額１億９５４万１千円、減債基金積立金３，１６６万１千円、公共施設等総合管理基金積立金２，９９９万９千円、企画費ネットワーク設定変更業務６８万円、過誤納還付金では、昨年度交付を受けた国庫補助金等の精算に伴う返還金１，４６３万２千円を増額するものでございます。

款３　民生費の補正では、人事異動に伴う職員給与費の増額分及び出産育児一時金の町負担分として、３１７万８千円を国民健康保険特別会計に繰り出すものでございます。

１３ページからの款４　衛生費の補正では、人事異動に伴う人件費として、簡易水道事業企業会計補助金を１７１万６千円増額するものでございます。

款６　農林水産業費の補正では、森林の管理を目的とした、蜂ヶ峯キャンプ場と栗園周辺の竹林雑木伐採事業が、県の里山等整備支援事業に採択されましたことから、新たに予算を計上するものでございます。

款７　土木費の補正では、人事異動に伴う人件費として、職員給与費を２４９万１千円増額するとともに、公共下水道事業会計補助金を７７万５千円増額するものでございます。

１５ページからの款９　教育費の補正では、一般職員の退職などにより、会計年度任用職員を配置するため、その報酬２６４万３千円、職員手当４６万５千円を増額するものでご

ざいます。
款１１　公債費の補正では、支払方法を元利均等払いで行っておるおころでございますが、１０年経過後に利率を見直すこととなっており、この見直しにより、利子分については増額補正を行うものでございます。

戻りまして、１ページ、歳入についてでございます。詳細は、７ページからとなります。
款１０　地方特例交付金は、今年度の交付額が決定いたしましたので、交付決定額にあわせて５６４万３千円を増額しております。
款１１　地方交付税は、こちらも今年度の交付額が決定いたしましたので、交付決定額にあわせて７，４０７万２千円を増額しております。
款１３　分担金及び負担金では、簡易水道事業及び下水道事業の各公営企業会計から支出された人件費分を受けるものでございます。
款１６　県支出金２３８万５千円の増額は、蜂ヶ峯キャンプ場と栗園周辺の竹林雑木伐採事業に対する補助金でございます。
款１９　繰入金では、今回の補正予算の歳入歳出調整により財政調整基金繰入金を８，３１８万２千円減額、公共施設等総合管理基金繰入金１２０万３千円、及び介護保険特別会計からの繰入金は２４万１千円を増額しております。
款２０　繰越金は、令和７年度決算の確定により、１億９，９１０万円を増額するものでございます。
款２１　諸収入では、小学校シーソー設置に対するライフスポーツ財団からの支援金８０万円を増額するものでございます。
なお、今回の補正後の財政調整基金の残高は１１億４，５５９万６千円になる見込みでございます。
以上で議案第２３号の説明を終わります。

議　　長	本案に対する、質疑を許します。 質疑はありませんか。 三分一議員。
三分一議員	１４ページの農林水産産業費の支出になるんですけれども、先程ちょっと説明がありましたが、蜂ヶ峯森林整備委託料、これの場所のちょっと詳細なところを教えてください。 あと補助費っていうか、どのくらい補助が出るかっていうのを教えてください。
議　　長	上村住民サービス課長。
上村住民サービス課長	はい、お答えいたします。こちらについてはですね２ヶ所ございまして、まず１ヶ所目がキャンプ場の上部、海が見えるところでございますけど、こちらの方、昨年度実施したんですけど、その両端を今回引き続き行います。それともう１点がですね、栗園、栗園の周辺の雑木を伐採いたします。これは、いのしし対策の緩衝帯として伐採するものでございます。 それから歳入の方の補助率についてでございますけど、制度上はですね、１０分の１０という形になってはおりますけど、今回公募に変わりましてですね、公募が他市町からも多く出ておるということで、今回約８割程度の補助率となっております。以上です。
議　　長	よろしいですか。はい。 他に質疑はありませんか （「なし」の声あり）
議　　長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長	日程第１５　議案第２４号　令和８年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第１号） 日程第１６　議案第２５号　令和８年度和木町介護保険特別会計補正予算（第２号） 日程第１７　議案第２６号　令和８年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号） 以上、３議案についてこれを議題といたします。 議事進行上、一括して執行の説明を求めます。 渡邊保健福祉課長。
渡邊保健福祉課長	議案第２４号から議案第２６号の３議案を、一括してご説明いたします。 議案第２４号　令和８年度和木町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３４万５千円を追加し、予算の総額を６億８，９０５万７千円とするものでございます。 ２ページの歳出からご説明いたします。詳細は、１１ページからになります。 款１　総務費は、職員の異動に伴い、職員給与費を２８４万５千円増額するものでございます。 款２　保険給付費は、出産育児一時金が予算の人数を超える見込みとなったため、５０万円増額するものでございます。 続いて、１ページの歳入についてご説明いたします。詳細は７ページからになります。 款１　国民健康保険料は、調定額の変更により８７万６千円を増額するものです。 款２　国庫支出金は、県からの通知により、複数あるシステム改修の一つが、県支出金　特別調整交付金による補助となりましたので、４０万７千円を減額するものです。 款３　県支出金は、普通交付金過年度分として、令和８年２月診療報酬分の追加交付により８２万円増額されるものです。また特別調整交付金に、款２　国庫支出金から変更し、

４０万７千円を増額するものです。
款５　繰入金は、一般会計繰入金について、職員給与費を２８４万５千円、出産育児一時金の町負担分として３３万３千円を増額するものです。また今回の補正額の調整を行いまして、財政調整基金繰入金を８３９万８千円減額するものです。
款６　繰越金は、前年度の繰越金の額が確定しましたので、８６２万１千円を増額するものです。
この補正による財政調整基金の年度末残高は、５，１０４万８千円の見込みです。
以上で、議案第２４号の説明を終わります。

続きまして、議案第２５号　令和８年度和木町介護保険特別会計補正予算（第２号）につきまして、こちらは既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１，１４２万４千円を追加し、予算の総額を５億３，８５０万４千円とするものでございます。今回の補正は、保険事業勘定の補正をするもので、サービス勘定の補正はございません。
２ページの歳出からご説明いたします。詳細は、９ページからとなります。
１１ページになります。款４　基金積立金は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、８４１万５千円を増額するものです。
款５　諸支出金は、令和７年度に国、県等から交付を受けた介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の精算に伴う返還金を２７６万８千円、また低所得保険料軽減負担金の精算により一般会計繰出金を２４万１千円、それぞれ増額するものです。
続きまして、１ページの歳入についてご説明いたします。詳細は、７、８ページです。
款２　国庫支出金は、介護給付費負担金の精算に伴い追加交付される、７２万６千円を増額するものです。
款５　繰入金は、今回の補正額の調整を行いまして、介護

給付費準備基金繰入金４３５万２千円全額を減額するものです。
款７　繰越金は、前年度の繰越金の額が確定いたしましたので、１，５０５万円を増額するものです。
この補正による介護給付費準備基金の年度末残高は、１億３，３０３万７千円の見込みです。
以上で、議案第２５号の説明を終わります。

最後に、議案第２６号　令和８年度和木町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきまして、こちらは既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２３万４千円を追加し、予算の総額を１億３，０９２万２千円とするものでございます。
１ページの歳入からご説明いたします。
款３　繰越金は、前年度の繰越金が確定したことに伴い、２３万４千円を増額するものです。
続きまして、２ページの歳出についてご説明いたします。
款４　予備費は、今回の補正額の歳入歳出を調整いたしまして、２３万４千円を増額するものです。
以上で、議案第２６号の説明を終わります。

議　　長　これより議案ごとに質疑を許します。
議案第２４号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　議案第２５号について質疑を許します。
質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議　　長	議案第２６号について質疑を許します。 質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議　　長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議　　長	日程第１８　議案第２７号　令和８年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第１号） これを議題とします。 執行の説明を求めます。 片山都市建設課長。
片山都市建設課長	議案第２７号　令和８年度和木町簡易水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。 議案の１ページ目をご覧ください。 第２条におきまして、令和８年度和木町簡易水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、第３条におきまして、予算第４条に定めた資本的支出の予定額について、補正するものでございます。 補正予算の概要といたしましては、第１款　簡易水道事業収益を、１７１万６千円増額して、１億２，００４万３千円とし、第２款　簡易水道事業費用を、２１１万６千円増額して、１億１，８１８万３千円とし、第４款　資本的支出を、１３０万円増額して１，６６９万３千円とするものでございます。 補正予算に関する説明書の１ページ目をご覧ください。概要の内訳といたしまして、まず、収益的収支の支出からご説明申し上げます。

第１項　営業費用、目５　原水及び浄水費１０万円の増額でございますが、浄水場の管理において適正な維持管理補修を実施するために修繕費の増額を行うものです。次に、目１０　配水及び給水費の３０万円の増額でございますが、給水管等の簡易な漏水工事等を実施するために修繕費の増額を行うものでございます。目２０　総係費　給与負担金として１７１万６千円の増額でございますが、人事異動により不足する手当等を補正するものでございます。

続きまして、収入についてご説明いたします。

第２項　営業外収益　目１０　補助金の１７１万６千円の増額ですが、給与負担金の増額分を一般会計からの補助金として受け入れるものでございます。

２ページをご覧ください。資本的収支の支出についてご説明申し上げます。第１項　建設改良費、目５　原水及び浄水施設費の６０万円の増額ですが、関ヶ浜浄水場の急速ろ過機のろ材が減少していることから新たに充填するものでございます。目１０　配水施設費の７０万円の増額ですが、水道本管からの漏水に伴う費用で、今後の配水施設の適切な管理を行うため、工事費の増額を行うものです。

このほか、補正予算に関する説明書３ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第２７号の説明を終わります。

議　　長　本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　日程第１９　議案第２８号　令和８年度和木町公共下水道

事業会計補正予算（第１号）

これを議題といたします。

執行の説明を求めます。

片山都市建設課長。

片山都市建設課長　議案第２８号　令和８年度和木町公共下水道事業会計補正予算（第１号）について、ご説明申し上げます。

議案の１ページ目をご覧ください。

第２条におきまして、令和８年度和木町公共下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額について、第３条におきまして、予算第４条に定めた資本的収入及び支出の予定額について、補正するものでございます。

補正予算の概要といたしましては、第１款　下水道事業収益を、７７万５千円増額して、２億４，９９０万３千円とし、第２款　下水道事業費用を、７７万５千円増額して、２億４，４６２万５千円とし、第３款　資本的収入を、５，１８０万円増額して、２億８，７６５万円とし、第４款　資本的支出を、５，４５５万円増額して３億４，６６１万円とするものでございます。

補正予算に関する説明書の１ページ目をご覧ください。概要の内訳といたしまして、まず、収益的収支の支出からご説明申し上げます。

第１項、営業費用、目１５　総係費７７万５千円の増額でございますが、人事異動により不足する手当等を補正するものでございます。

続きまして収入についてご説明いたします。

第２項　営業外収益　目１０　他会計補助金の７７万５千円の増額ですが、給与負担金の増額分を一般会計から補助金として受け入れるものでございます。

２ページをご覧ください。資本的収支の支出からご説明申し上げます。

第１項　建設改良費、目５　管路建設改良費の４５０万円の増額ですが、内訳といたしまして、下水道管路の全国特別

調査の結果、緊急度Ｉと判定された、あけぼの橋北側ＪＲアンダーパス付近の管路の破損、腐食等の修繕に１５０万円、また、今年度当初から、汚水桝の新設工事が立て続けに申請され費用を要したことから、今後、汚水桝新設の申請が提出された場合等に対応するための工事費として３００万円となっております。目１０　ポンプ場建設改良費　５，００５万円の増額ですが、内訳といたしまして、和木ポンプ場Ｎｏ.２ポンプの更新に３，０５８万円、和木ポンプ場の制御盤及び電気設備改修工事に１，９４７万円となっております。今年度、和木ポンプ場では、業者による保守点検を実施しておりますが、点検結果からＮｏ．２汚水ポンプは、ポンプの軸受けの発熱、振動等があり、現在稼働しておりますが、このまま使用し続けると破損する可能性があるため、更新するものです。次にポンプ場制御盤及び電気設備改修工事ですが、工事の内容は、汚水ポンプの運転を手動方式から水位制御方式への変更、遠隔で監視できるようにするための装置の設置等を行うものです。理由としては、将来、専門業者への管理委託を想定しておりますが、専門業者が日常管理を行うことにより、定期的かつ適切な点検や維持管理が可能となり、施設の健全な運営ができるためです。予算としては、当初予算で２２０万円を概算額として計上しておりましたが、協議した結果、工事費として２，１６７万円が必要であることが判明したため、差額の１，９４７万円を増額するものです。

このほか、補正予算に関する説明書３ページ以降に、予定貸借対照表などの説明資料を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、議案第２８号の説明を終わります。

議　　長　本案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

上田丈二議員。

上田議員　すいません。支出について伺います。工事請負費ですね、

	４，５００万ですか、４５０万、国の調査によって下水道の工事の修理箇所が判明して修理を行うっていう工事なんですけれども、まあ今回終わって他にも修理箇所があると思うんですけれども、その他の修理箇所の修理の状況っていうかそういった計画はあるんでしょうかお伺いいたします。
議　　長	片山課長。
片山都市建設課長	はい、大口径の全国特別調査の結果でございますが、緊急度Ｉと判定されたものは２９９ｍございますが、今回補正させていただいたものは２３ｍについて修繕、工事をさせていただくものでございます。残りの箇所については、民間事業者さんとの協議を今現在進めており、実施時期についてはまだ確定しておりませんが、分り次第また議会の方に報告させていただきたいと考えております。
議　　長	上田議員。
上田議員	はい、国の調査で行って、で修理箇所があった、で修理をしてるわけなんですけども、国からまた県から補助金がないという事をお聞きしてるんですけども、今回、今後国や県に要望してこの補助金というものは出ないもんなんでしょうか。
議　　長	片山課長。
片山都市建設課長	今回の大口径の点検等の修繕については、補助がないという事にはなっておりますが、今後の点検等進めていった中で補助対象となるようには進めていこうと考えております。
議　　長	よろしいですか、はい。
議　　長	他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　日程第２０　議案第２９号　和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

日程第２１　議案第３０号　和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第２２　議案第３１号　和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上、３議案についてこれを議題といたします。

議事進行上、一括して執行の説明を求めます。

鳥枝教育委員会事務局長。

鳥枝教育委員会事務局長　議案第２９号、議案第３０号及び議案第３１号を一括してご説明いたします。

議案第２９号　和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、児童福祉法等、国における関係法令の一部改正に伴い、和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するもので、国の基準に即して条例の整備行うものでございます。

主な改正点といたしまして、第２条、第６条、第１８条等の改正は、国の制度見直しにより、新たに満３歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、第２条で用語の定義を改め、第６条で連携施設の確保義務等、満３歳以上限定小

規模保育事業に係る規定を整備するものです。

２ページの第１３条の改正は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、こども性暴力防止法でございますが、これが施行されることに伴い、従事者に係る犯罪事実確認の実施や、児童を適切に保護するための措置を講じることを新たに義務付けるものでございます。

第２９条、第３１条、第４４条、第４７条等の改正は、療育支援等を充実させるため、職員配置の算定基準の見直しや、新たに理学療法士等を１人に限り、保育士としてみなすことができるよう規定を追加するものです。

４ページ中段、和木町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正は、保育士の配置基準に関する当分の間の特例措置の規定について、令和１０年４月１日以降は、緩和措置部分についての適用を終了するものでございます。

なお、本条例は、公布の日から施行し、第１３条の規定は、国の法律の施行期日に合わせ、令和８年１２月２５日からの施行としております。

以上で、議案第２９号の説明を終わります。

続きまして、議案第３０号　和木町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

性暴力防止を目的として、対象事業者等に対し、従業員の性犯罪前科の確認等を義務付けることを規定した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律、こども性暴力防止法でございますが、これが令和８年１２月２５日に施行されます。

本議案は、法令の施行に伴い、国が定める基準を踏まえ、本町の乳児等通園支援事業の基準条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第１４条の２として、

事業者が採用時や更新時に性犯罪の前科がないか、従業員に係る犯罪事実確認その他の必要な措置を講じなければならない旨の規定を追加するものでございます。

なお、この条例は、令和８年１２月２５日から施行することとしています。

以上で、議案第３０号の説明を終わります。

最後に、議案第３１号　和木町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本議案は、国の子ども・子育て支援法及び児童福祉法等の改正に伴い、本条例において引用している法律の条文整理等を行うため、所要の改正を行うもの及び制度改正に伴う新たな保育事業区分の追加や名称変更等の規定の整備を行うものでございます。

主な改正点といたしまして、１ページ第２条の改正は、児童福祉法の改正により、新たに「満３歳以上限定小規模保育事業」が制度化されたことに伴い、従来の小規模保育事業に加え、新たに「満３歳未満等小規模保育事業」を設置できるよう制度を拡充するとともに、新設された事業区分等の定義を追加しております。また、「教育認定子ども」や「保育認定子ども」などの用語を新たに定義づけし、２ページ以降になりますが、第６条、第７条、第１３条、第３５条、第３６条等の条文において明確にし、その他、上位法との法的な整合性を図るため、引用条文のずれや用語の整理等、所要の改正を行っております。

４ページからになりますが、第３７条から第５２条の改正は、特定地域型保育事業の運営に関する基準を整備するもので、「満３歳以上限定小規模保育事業」の創設に対応するため、それぞれの事業区分に応じた利用定員の設定や利用者に対する手続き、提供拒否の禁止、７ページの第５１条の２は、やむを得ない事情による特例的な仕組みを新設するなど、必要

な運営基準を整備するものでございます。
なお、この条例は、公布の日から施行することとしています。
以上で、議案第３１号の説明を終わります。

議　　長　これより議案ごとに質疑を許します。
議案第２９号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　議案第３０号について質疑を許します。
質疑ございませんか。
質疑、すいません。３０号ですか。
はい、上田議員どうぞ。

上田議員　この法改正で、これ事業所内だけだと思うんですけど、最近子どもや児童に対する虐待行為で死亡事故とかそういうのがあったりとか、施設でも多い訳なんですけども、今度のこの形でそれをいじめるような行為とか、虐待行為があった場合は、それに対して確認等そういった行為を、明確にしなければならない、っていうことなんですけど、実際的にはどういった形でその確認とか防止をされていくのかな、というちょっと思ってるんですけど。

議　　長　鳥枝局長。

鳥枝教育委員会事務局長　はい、これは子ども家庭庁の専用のですね、オンラインシステムこれを通じまして、事業者と従業者本人と連携して行うものでございますけれども、まず事業者がこのオンラインシステムを通じてですね、子ども家庭庁に性犯罪事実の確認

申請をいたします。それから、子ども家庭庁が今度は法務省にですね、その確認事実の子ども家庭庁が法務省に照会をかけて、法務省が事実を確認する、というふうになります。
それからその後に、そのままま法務省から子ども家庭庁におりてきて、それから子ども家庭庁から事業者の方に犯罪事実確認書、というものが交付されるようになります。

議　　長　よろしいですか。いいですか。
他に質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　議案第３１号について質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議　　長　質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。

議　　長　日程第２３　議案第３２号　和木小学校ＧＩＧＡスクール用端末一式購入契約の締結について
日程第２４　議案第３３号　和木中学校ＧＩＧＡスクール用端末一式購入契約の締結について
以上、２議案についてこれを議題といたします。
議事進行上、一括して執行の説明を求めます。
松井企画総務課長。

松井企画総務課長　議案第３２号及び議案第３３号につきましては、同一の物品を、小学校、中学校におきましてそれぞれ購入契約するものでございますので、一括してご説明を申し上げます。

議案第３２号和木小学校ＧＩＧＡスクール用端末一式購入契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。この契約の概要といたしましては、国のＧＩＧＡスクール構想事業に係る１人１台端末を更新するため、株式会社大塚商会広島支店と、ＧＩＧＡ端末一式を購入契約するものでございます。まず小学校の端末の台数でございますが、３７９台、金額は２，３５２万１，２４５円で購入契約を締結するものでございます。

続きまして、議案第３３号　和木中学校ＧＩＧＡスクール用端末一式購入契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

概要といたしましては、国のＧＩＧＡスクール構想事業に係る１人１台端末を更新するため、こちらも株式会社大塚商会広島支店と、ＧＩＧＡ端末一式を購入契約するものでございます。

中学校の端末の台数でございますが、２２０台、金額は１，３６５万３，５３０円で購入契約を締結するものでございます。

以上で、議案第３２号、議案第３３号のご説明とさせていただきます。

議　　長　これより議案ごと質疑を許します。

議案第３２号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

灰岡裕美議員。

灰岡議員　はい、議長。

はい、現在、小中学校共ｉＰａｄを授業に使用していると思いますが、今回更新される理由を教えてください。

議　　長　鳥枝局長。

鳥枝教育委員会事務局長	現在のｉＰａｄにつきましては、令和３年度から使用開始しておりまして、６年を経過しております。更新時期がございますので、この度新たにノートパソコンによる更新変更という形になります。
灰岡議員	はい、議長。
議長	灰岡議員。
灰岡議員	はい、今回小学校の端末一括購入、一式購入なんですが、小学校では何年生からこのパソコン、ｉＰａｄ、今までｉＰａｄ、これからパソコン利用して授業をしているのでしょうか。週何時間ぐらい使用しているのか教えてください。
議長	鳥枝局長。
鳥枝教育委員会事務局長	小学校１年生から利用しております。毎日どこかの授業で使用はしております。
灰岡議員	はい、議長。
議長	灰岡議員。
灰岡議員	１年生の場合なかなか大変、使用するのは、授業を教えるのは難しいと思うんですが、週にしたら何時間ぐらい、１日にして何時間でもよろしいんですが、授業のコマで教えていただけたらと思いますが。いかがでしょうか。
議長	わかりますか。重岡教育長。
重岡教育長	ご質問にお答えいたします。毎日、毎時間いずれかの場面

で導入場面とか展開場面、あるいは週末のまとめの時とか、どの時間でも一度は使おうということで子どもたちは使っております。

灰岡議員　はい、議長。

議　　長　灰岡議員。

灰岡議員　すいません聞くまでもないかと思うんですが、もちろん体育の授業とかそういう教科の授業には使ってない。

議　　長　重岡教育長。

重岡教育長　体育の授業においても動画が撮れますので、例えば跳び箱、「Ａ君の跳び箱はこうだったね。ここのところに気をつけたらもっと遠くに飛べるんじゃないの。」とかいうような動画を撮影をして、それを反省に活かすとか、いろんな使い方を子どもたちは、あるいは先生方はしていただいておりますので、体育であれ、あるいは図工であっても、僕の作品はこうだったよ。あと大画面のテレビに映してお互いの作品を鑑賞し合おうとかそういったこともいろんな使い方を工夫してもらっております。

議　　長　よろしいですか、はい。
他に質疑はありませんか。
はい、三分一淳議員。

三分一議員　はい、この３１、３２に跨ぐんですけれども、この契約の締結についての契約の方法が、随意契約になってるんですが、これの詳細をお教えください。

鳥枝局長　はい、このですね、随意契約の理由といたしましては、山口県が事務局となって令和８年度にこの今回のＣｈｒｏｍｅ

ｂｏｏｋを調達予定の自治体がですね、集まって審査会というのを開き、プロポーザル方式によってですね、納入業者を決定いたしましたので、今回、株式会社大塚商会広島支店の業者に決定して、あと数量については各市町において契約をするという形になります。

議　　長　いいですか、はい。
他に質疑はありませんか。

嘉屋議員　はい、議長。

議　　長　嘉屋富公議員。

嘉屋議員　２点ほどお伺いします。
まず１点目、処分、今計算したらですね約５９９台あるんですけど、これの処分の方法をまず教えて欲しいということと、今回そういったことでｉＰａｄ、ノートパソコンのを使われると思うんですけど、私もスクールガードをしているとですね、最近の子どもに眼鏡をかけた子が多いと、これ本当に小学生たちに対していいことなのかどうなのか、その辺どういうふうに検討されているのかを教えてください。

議　　長　２点について。鳥枝局長。

鳥枝教育委員会事務局長　処分、まず処分についてですけれども、今回の今使用しているｉＰａｄについては、平成８年度、今年度末まで使用いたしますので、処分については今後どのようにするか検討していきたいというふうに考えております。例えば引き取ってもらうとかですね、そういった方向も、方向もありますので今後検討していきたいというふうに思ってます。

議　　長　もう１点。もう１点。
じゃあ嘉屋議員どうぞ。はい、嘉屋議員。

嘉屋議員	今引き取っていただくという形言われましたけど、これは下取りと見てもよいですか。
議長	鳥枝局長。
鳥枝教育委員会事務局長	今回ですね、購入いたしますので、下取りという形にはならないと思います。もしやるんであれば買い、買い取り、はい、それかまあ引き取ってもらうという形になるかと。
議長	もう１点。はい。重岡教育長。
重岡教育長	子どもたちの視力についての質問がございましたので、そちらの方、私の方からお答えをさしていただこうと思います。 実は先日和木町の幼・小・中の学校保健委員会、学校医さん全てもお集まりいただきまして、その中でもこのコンピュータ、パソコンとかあるいはスマホ等々の使用についての視力障害っていうのは話題になりました。学校ではどういうふうな扱い方をしてますかということで、先程お話しましたように毎時間どこかの場面では使うんですけども、小学校の４５分間、あるいは中学校の５０分間すべてをずうっと通してパソコンと向かい合うっていうようなことはしていませんので、その辺の使用の仕方については十分に気を付けていきましょうね、という話を学校医さんの方からも、眼科医の方からもご指導いただきました。 ただ私たちがなかなかわからないのはですね、スマホこれはもう寝る前に布団の中でこう見てたりとか、これはもう決定的に悪いと、その辺のところについては学校だよりとか、いろんな場面を通じて保護者、子どもたちに話をしていこうというような話も併せてありましたので、まあそういった取り組みっていいますか、視力障害についてはですね、十分に気を付けながらパソコン等々の使い方については気を付けていきたいというふうに思っております。

議　　長	よろしいですね、はい。 他に質疑はございませんか。
灰岡議員	はい、議長。
議　　長	灰岡裕美議員。
灰岡議員	先程今年度末まで使われるｉＰａｄのことの令和９年度からの処分というか、対応について、今後検討するとは、するとおっしゃったんですが、例えば業者に買い取っていただくという以外に、検討の１つとして考えるかどうか、考えられるかどうか、お伺いいたします。令和８年から６年間使っていたｉＰａｄではありますが、町民の方で、例えば有償、まあ無償、引き取りたいという希望の方がおられましたらどういうふうに考えられるか、それが検討課題の１つになっているかどうかお伺いいたします。
議　　長	鳥枝局長。
鳥　　枝 教育委員会 事務局長	はい、町民の方に引き取ってもらうとかそういったことについては、今現在検討課題には入っておりませんが、今後そのようなことも有り得るとですね、有り得ることも考えて検討は今後ですね検討していきたいというふうに思います。
議　　長	他に質疑はありませんか。 （「なし」の声あり）
議　　長	質疑がないようですので、本案に対する質疑を終結します。
議　　長	あわせて３２号、３３号あわせて質疑を行っておりますのでともに質疑はないということでよろしいですかね。はい。

議　　長　以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
　よって本日はこれで散会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議　　長　異議なしと認めます。

議　　長　本日はこれで散会いたします。
　みなさん、お疲れさまでした。

閉　　会　　１１時　　２０分